

中川村美しい村づくり条例の概要

中川村の美しい景観を村民共有の財産として守り、育て、さらに生かして魅力ある村づくりを進めていくため、「中川村美しい村づくり条例」が制定されました。（平成 26 年 4 月施行、行為の届出等は平成 26 年 7 月施行）良好な景観の育成のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

1 目的

自然と人々の営みにより造られた中川村の美しい景観が、村民共有の財産であり地域資源であることを認識し、景観形成に関する村、村民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成の施策を総合的に推進し、村民一体となって美しい景観を守り、育て、さらに生かして魅力ある村づくりを進めることを目的とします。



2 村、村民等、事業者の責務

村

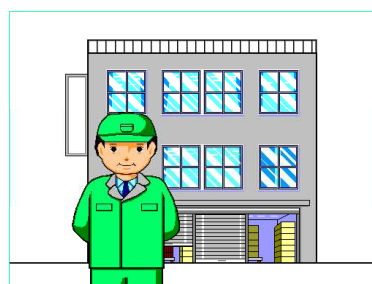
- ・ 村の景観形成に関する必要な施策を策定し、総合的かつ計画的に実施
- ・ 施策の策定及び実施にあたって、村民の意見が反映されるよう努める
- ・ 村民等及び事業者の良好な景観形成に資する活動を支援

村民等

- （村内に居住する者及び村内に土地、建築物等を所有又は占有する者）
- ・ 自らが景観形成の主体であることを認識し、良好な景観形成及び環境の保全に努めるとともに、村が実施する景観形成の施策に協力
 - ・ 自らが所有、占有、管理する土地及び建築物等（所有地等）の適正な管理に努める

事業者

- （村内で事業活動を行う法人又は個人）
- ・ 事業活動が周辺に与える影響が大きいことにかんがみ、自らの責任において環境の保全及び良好な景観形成に努めるとともに、村が実施する景観形成の施策に協力



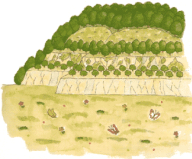


3 行為等の届出

次に掲げる行為については、村長(長野県景観条例に該当する場合は県知事)への届出が必要になります。

(平成26(2014)年7月1日以降に着手する行為が、届出の対象になります。)

《届出が必要な行為の種類及び規模等》

	行為の種類	規模等
(1) 建築物(*1)の建築等	建築物の新築、増築、移転、改築 	高さ10m、又は建築面積50㎡を超えるもの (高さ13m、又は建築面積1,000㎡を越えるものは県届出)
	建築物の外観の変更 (模様替え、色彩の変更) 	変更面積100㎡を超えるもの (変更面積400㎡を越えるものは県届出)
(2) 工作物(*2)の新築、増築、移転、改築、外観の変更	プラント施設(コンクリートプラント等) 自動車車庫用施設(建築物にならない機械式駐車装置等) 貯蔵施設(飼料、肥料、石油、ガス等) 処理施設(汚物処理場、ゴミ処理場等) 	高さ13m、又は築造面積50㎡を超えるもの (高さ13m又は築造面積1,000㎡を越えるものは県届出)
	電気供給施設・通信施設等 (電柱、鉄塔、アンテナ等) 	高さ10mを超えるもの (高さ20mを越えるものは県届出)
	太陽光等発電施設 	発電量100kwを越えるもの
	その他の工作物 ア、コンクリート柱、鉄柱、木柱、煙突、高架水槽、遊戯施設等 イ、広告塔、広告板等 	ア、高さ10mを超えるもの イ、高さ5m、又は表示面積3㎡を越えるもの (ア、イ、いずれも高さ13mを越えるものは県届出)

<p>(3)土地の形質変更、法面・擁壁の設置、土石類の採取</p> 	<p>面積 1,000 m²、又は法面・擁壁の高さ 3 mかつ長さ 30m を越えるもの (面積3,000m²、又は法面・擁壁の高さ 3mかつ長さ30mを越えるものは県届出)</p>
<p>(4)屋外における土石、廃棄物、その他物品の集積又は貯蔵</p> 	<p>高さ 3 m、又は面積 1,000 m²を越えるもの (県届出)</p>
<p>(5)屋外における広告物の表示又は掲出</p> 	<p>表示面積 3 m²を超えるもの</p>

- ・建築物(*1)：建築基準法第2条第1項第1号に規定する建築物
- ・工作物(*2)：中川村美しい村条例施行規則で定める工作物

届出を要しない行為 次に該当する行為については、届出は不要です。

通常の管理行為、その他景観に影響を及ぼさない簡易な行為（以下に掲げるもの）

A、仮設の建築物等の設置等（設置期間1年未満）

イ、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更、鳥獣害防護に関する施設

ウ、屋外における物品の集積又は貯蔵で次のもの

- ・農林漁業を営むために行うもの
- ・集積又は貯蔵の期間が30日以内のもの

E、屋外における広告物の表示又は掲出で次のもの

- ・営利を目的としないもの
- ・表示又は掲出の期間が30日以内のもの

災害時等における応急措置として行うもの

国・公共団体等が行うもの

他の法令等によるもの

- ・景観法及び長野県景観条例に基づき県へ届け出て行うもの（県への届出が必要）
- ・他の法令や条例に基づいて許可・認可を受け、あるいは届け出て行う行為のうち、良好な景観形成のための措置が講じられるものとして村長が認めたもの

（届出の要・不要については、個別にご相談ください。）

届出期日 原則として着手する日の30日前まで

- （ 何らかの事由により30日以内に着手する必要がある場合も、必ず届け出てください。ただし、助言又は指導が必要な場合は、着手が遅れる場合があります。）

届出の審査及び助言・指導

前記の行為を行う場合には、規則に定める「建築物等の配置・意匠・色彩等に関して景観に配慮すべき基準(*3)」に配慮していただく必要があります。

行為の届出があった場合、計画が基準に適合しているか、景観育成上の問題がないかを審査し、通知します。

支障がないものと認める場合 適合通知書を14日以内に送付

計画に対する助言又は指導が必要と認められる場合

助言又は指導通知書を30日以内に送付

(指導事項があった場合は、変更届出書を提出していただく場合があります。)

【建築物等の配置・意匠・色彩等に関して景観に配慮すべき基準(*3)】

行為の区分	配慮する事項	基準
1 建築物及び工 作物の新築、 増築、改築、 移転又は外観 の変更	(1)位置	ア 道路からできる限り後退し、空間を確保する。 イ 隣地の敷地境界からできる限り離して、ゆとりある空間を確保する。 ウ 現状の地形や樹木等をできる限り活用し、周辺の景観に調和するような配置とする。
	(2)規模	ア 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、高さとする。 イ 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺景観と調和するよう形態等に配慮する。
	(3)意匠・形態	ア 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とする。 イ 周囲の建築物等の形態との調和に配慮する。 ウ 屋根は、原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の景観との調和に配慮する。 エ 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、又は取り入れた意匠とするよう配慮する。 オ 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮する。 カ 屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図る。 キ 河川、道路に面する壁面等は、デザインに配慮する。
	(4)材料	ア 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いる。 イ 反射光のある素材を使用することは極力避け、使用する場合は着色等の工夫をする。 ウ 地域の素材をできる限り活用する。
	(5)色彩	ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とする。 イ 使用する色数は、できる限り少なくする。 ウ 照明を行う場合は、周辺の建築物との調和に留意する。

	(6)敷地の緑化等	<p>ア 敷地境界にはできるだけ樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p> <p>イ 周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物周りの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に配慮する。</p> <p>ウ 使用する樹種は、周辺の景観と調和するよう配慮する。</p>
2 土地の形質の変更、法面又は擁壁の設置、土石類の採取	(1)土地の形質変更後の形状、修景、緑化等	<p>ア 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化する。</p> <p>イ 擁壁を設置する場合は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺景観との調和を図る。</p> <p>ウ 敷地内にある良好な樹木、水辺等は極力保全し、活用する。</p>
	(2)土石類の採取方法、採取後の緑化等	<p>ア 周辺から目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の景観形成に配慮する。</p> <p>イ 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景する。</p>
3 屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい等	<p>ア 物品を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</p> <p>イ 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう配慮する。</p>
4 屋外における広告物の表示又は掲出	(1)位置	<p>ア 道路からできる限り後退する。</p> <p>イ 周辺の景観や山並みなどの眺望を損ねない位置に設置するよう配慮する。</p>
	(2)規模、意匠・形態	ア 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とする。
	(3)材料	<p>ア 周辺景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</p> <p>イ 反射光のある素材を極力使用しないよう配慮し、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をする。</p>
	(4)色彩（照明を含む。）	<p>ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色調とする。</p> <p>イ 使用する色数は、できる限り少なくする。</p> <p>ウ 照明を行う場合は、派手な照明は避け、周辺の建築物との調和に留意する。</p>



4 所有地等の適正な管理

この条例において、「村民及び事業者等は、自らが所有、占有、管理する土地及び建築物等の適正な管理に努める。」ことを責務としています。

所有する建物等の管理が適正に行われず、周囲の景観や環境を著しく阻害し、近隣に迷惑を掛けているような場合には、条例により所有者又は管理者に対して、適正な管理を要請又は景観審議会に諮って勧告する場合があります。

さらに、勧告に従わなかった場合、あるいは何らかの理由によって適正な管理が困難と認める場合は、村において除去等の措置を講じる場合があります。（除去等の費用は、基本的に所有者負担になります。）

なお、要請又は勧告を受けた場合において、自ら除去あるいは改修等を行う場合には、補助金の対象となる場合があります（「7美しい村づくり事業補助金について」参照）



景観上も、防災
防犯上も心配・・・

5 景観保全資産及び区域の指定

村の良好な景観形成に特に重要な役割を果たすと認められる建造物、樹木、史跡等、あるいは地域で、将来にわたって保全する必要があると認められるものについては、景観保全資産又は景観保全区域（景観保全資産等）に指定して、保全を図っていきます。

指定手続き

景観保全資産等に指定する場合は、所有者等の同意を得た上で、地域住民の意見を聞き、景観審議会に諮って決定します。指定したときは、その旨を公示します。（解除又は変更する場合も同様）

行為の届出及び助言・指導

景観保全資産等において、「3 行為の届出」に該当する行為を行う場合には、その規模に関わらず、村長へ届出が必要です。（手続きは「3 行為の届出」と同様です。）

景観保全の支援等

景観保全資産等を保全するために、所有者や地域住民に対しての助言や技術的な援助、また保全のために必要な費用に対する助成等を行います（「7美しい村づくり事業補助金について」参照）

地域住民や土地所有者の皆さんが、自分たちの地域の景観保全・育成を図るためルールを定めて「景観育成住民協定」を締結し、県知事の認定を受ける制度もあります。（詳しくは、建設環境課へご相談ください。）



6 景観審議会

この条例の施行に関して必要な事項を調査及び審議するため、「中川村景観審議会」を設置します。村議会、関係団体、行政機関その他景観育成に関して見識のある者から8人以内を任命し、村長の諮問を受けて、所有地等の適正な管理に対する勧告や必要な措置、景観保全資産等の指定などについて審議します。

7 美しい村づくり事業補助金について

良好な景観の育成を図るため、新たな補助制度を創設します。概要は以下のとおりです。
(詳しくは、地域政策課むらづくり係へお問い合わせください。)

種別	内容・対象経費等	補助率・制限等
景観育成事業	地区、住民団体又は事業所等が、景観の育成を図るために実施する事業（過去に村の補助金を受けて実施したものは除く） 〔原材料費その他事業に要する費用で、村長が認めるもの〕	10分の10以内 （上限額5万円） （継続を必要とする事業は、最長3年間）
廃屋等除去改修事業	適正な管理の要請・勧告を受けた建物等の所有者又は管理者が、当該建物等を自ら除去又は改修する事業 〔建物等の除去又は改修に要する費用で、村長が認めるもの〕	2分の1以内 （上限額20万円） （1回限り）
景観保全資産等保全事業	景観保全資産等の所有者、地区又は住民団体等が、当該資産等を保全するために実施する事業（神社、仏閣その他信仰宗教に関わるものは除く） 〔景観保全資産等の保全に要する費用で、村長が認めるもの〕	2分の1以内 （上限額30万円）
看板類撤去更新事業	看板類の設置者が、景観に配慮して看板類の撤去又は更新を行う事業 〔看板類を撤去又は更新する費用で、村長が認めるもの〕	2分の1以内 （上限額5万円）

《担当窓口》 中川村役場 TEL 0265(88)3001(代表)、FAX 0265(88)3890

項目	担当課・係	連絡先（電話内線・E-mail）
行為の届出	建設環境課 建設係	(内線61) kensetsu@vill.nagano-nakagawa.lg.jp
その他の事項	地域政策課 むらづくり係	(内線24) kikaku@vill.nagano-nakagawa.lg.jp

条例の概要、届出様式等は、村ホームページに掲載してあります。

中川村ホームページURL <https://www.vill.nakagawa.nagano.jp/>

■届出手続きの流れ

